		会社（同法第十六条の四の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この号において同じ。）
第五十二条の二十三の二第八項		同法第十六条の四の二第八項

第六条の三第三項の表第五十三条第三項第六号の項中「資本」を「資本金」に改め、同表に次のように加える。

第五十三条第三項第七号	この法律の規定	長期信用銀行法の規定（同法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。）
第五十三条第六項	第二条第十一項	長期信用銀行法第十三条の二第三項

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者

第七条第一項第一号中「及び第四項ただし書」を「、第四項ただし書及び第六項」に改める。

（労働金庫法施行令の一部改正）

第十三条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「法第十三条第五項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）」を「次に掲げる規定」に、「第十三条第五項に」を「第十三条第四項に」に、「この条」を「この条及び第一条の九」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第十三条第七項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）

二　法第十三条第八項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十二条第一項

三　法第三十七条の六第四項

四　法第三十七条の六第七項

五　法第四十五条第三項

六　法第四十五条第七項

第一条の三に次の一項を加える。

3　法第十三条第八項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）の規定において電磁的方法による議決権の行使について会社法第三百十二条第一項及び第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十二条第一項	電磁的方法による	電磁的方法（労働金庫法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下この項において同じ。）による
第三百十二条第四項	電磁的記録	電磁的記録（労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

第一条の八の次に次の一条を加える。

（電磁的方法による通知の承諾等）

第一条の九　法第四十九条第三項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第四条の二の表第四百九十六条第二項第四号の項中「第十三条第五項」を「第十三条第四項」に改める。

第五条の三第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者

第七条第一項の表第二十一条第四項の項、同条第二項の表第五十二条の五十一第二項の項及び同条第三項の表第五十二条の五十一第二項の項中「第十三条第五項」を「第十三条第四項」に改める。

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第十四条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項第四号中「第十条の七第二項第四号」を「第十条の七第二項第五号」に、「第五号」を「第六号」に、「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十条の七第二項第四号において同じ。）

第十条の七第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　海外投資家等特例業務届出者

（保険業法施行令の一部改正）

第十五条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の八第二項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融商品取引法第六十三条の九第四項（海外投資家等特例業務の届出等）に規定する海外投資家等特例業務届出者

第十三条の八第四項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第二十一条中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第二十八条の二第四項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第三十七条の九第一項及び第二項中「第二百七十一条の二十一の二第二項」を「第二百七十一条の二十一の三第二項」に改め、同条第三項中「第二百七十一条の二十一の二第三項」を「第二百七十一条の二十一の三第三項」に改め、同条第四項中「第二百七十一条の二十一の二第三項」を「第二百七十一条の二十一の三第三項」に、「第十二号」を「第十三号」に改める。

第四十八条第三項第六号中「第百条の三」を「第百条の三ただし書」に改め、同条第十一項第八号を同項第九号とし、同項第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第二百七十二条の三十八の二第二項の規定による承認

第四十九条第一項第六号及び第二項第六号中「出頭の要求、」及び「及び意見の聴取」を削る。